

※ 本制度についての留意点です。ご加入に当たっては必ずご一読願います。

《 加入資格 》

従業員（事業主及び事業主と生計を一にする親族、兼務役員以外の役員等は不可です。）
パートタイマーの従業員も加入出来ます。

《 掛 金 》

＊ 1 口 1,000 円で 30 口（3 万円） 限度

＊ 掛金は全額事業主負担で全額損金又は必要経費扱い

＊ 通常新規ご加入の場合は、月末までにお申し込みを受付したものは、翌々月 1 2 日に掛金をご指定の預金口座から自動引落して、翌々々月 1 日付で本加入となります。

なお、従業員の追加加入の場合は、月末までに受付したものは、翌月 1 2 日に掛金を自動引去りして、翌々月 1 日加入となります。

＊ 掛金の増口はいつでも出来ますが、減口はお取り扱いできません。

掛金納付の中断・再開により、加入口数を減口して再加入することが出来ます。

なお、掛金中断としてお預かりした一時金に利息は付与されません。

また、再開後の掛金の納付期間は新たに起算し中断した掛金の納付期間には通算しない。

＊ 口数の設定に当たっては積立金が貴医院の退職金支給規程に定める金額をオーバーしないようにご注意ください。

《 退職一時金の受取り 》

＊ 直接従業員の口座へ振込みとなります。

《 ご加入の時期 》

＊ 特退共はたとえ 1 ヶ月分でも掛金の払い込みがあれば、退職一時金の支給があります。
従って、貴医院の退職金支給規程との整合性が必要です。

例えば、退職金が勤続 3 年目から支給される規程となっている場合は、特退共へ加入させる人はそれに合わせて勤続 3 年目からとする必要があります。

《 その他 》

＊ 低金利が続く現状では 10 年間程度元本割れとなっています。

↳ お払込頂いた掛金総額より退職一時金の方が下回ります。

＊ 退職一時金の支払は請求書類を受付後、通常 3 週間程度かかります。